

モデル案	近江八幡市みんなの心で 手をつなぐ手話言語条例	手と手をつなぐ 米原市手話言語条例	大津市手話言語条例	栗東市手話言語条例	(仮称) 長浜市手話言語条例
前文	前文	前文	前文	前文	前文
目的	目的	目的	目的	目的	目的
	定義	定義	定義	定義	定義
基本理念	基本理念	基本理念	基本理念	基本理念	基本理念
市の責務	市の責務	市の責務	市の責務	市の責務	市の責務
市民の役割	市民の役割	市民の役割	市民等の役割	市民等の役割	市民等の役割
				ろう者の役割	ろう者の役割
	事業者の役割	事業者の役割	事業者の役割	事業者の役割	事業者の役割
施策の策定及び推進	施策の推進方針	施策の推進方針の策定	施策の実施	施策の推進	施策の策定及び推進
○手話言語に対する理解 及び普及を図るための施 策	○手話等に対する理解及び 普及の促進に関すること。	○手話の普及啓発に関する 事項	○手話により情報を取得す る機会の拡大に関する施策	○手話に対する理解及び普 及のための施策	○手話言語に対する理解及 び普及を図るための施策
○市民が手話言語による 意思疎通や情報を得る機 会の拡大のための施策	○市民の手話等に対する意 思疎通及び情報を得る機 会の拡大に関すること。	○手話の習得及び獲得機 会の確保に関する事項	○手話の習得の支援及び意 思疎通の手段として手話 を選択しやすい環境の整備 に関する施策	○手話を使用しやすい環境 づくりに関する施策	○手話言語による意思疎通 や情報を得る機会の拡大の ための施策
○意思疎通の手段として 手話言語を選択すること が容易にでき、手話を使 用しやすい環境構築のた めの施策	○市民が手話等を使用しや すい環境の整備に関す ること。	○手話による情報発信及び 情報取得、手話を使用し やすい環境の構築に関する 事項	○手話通訳者の養成その 他 の手段による意思疎通の支 援に関する施策	○聴覚障害児の手話の獲得 に関する施策	○意思疎通の手段として手 話言語を選択することが容 易にでき、手話を使用し やすい環境構築のための 施策
○手話言語通訳者の配置 拡充及び処遇改善など、 手話言語による意思疎通 支援者のための施策	○コミュニケーション支援 事業者の支援に関するこ と。	○手話による意思疎通支援 の拡充に関する事項	○手話を学ぶ機会の提供に 関する施策	○その他市長が認める施策	○手話言語通訳者の配置拡 充及び処遇改善など、手話 言語による意思疎通支援者 のための施策

○ほか、市長が必要と認める施策	○災害時における聴覚障害者の情報取得及び意思疎通の支援に関すること。	○ほか、市長が必要と認める事項	○条例の目的を達成するために必要な施策		○部局横断的な取組
○施策の推進方針の策定	○その他市長が必要と認める事項に関すること。	手話を学ぶ機会の確保	学校における取組による理解の促進		○ほか、市長が必要と認める施策
○実施状況の点検・見直し	推進会議	学校における手話の普及	大津市手話施策推進協議会	協議の場	
○施策の推進の実施状況の公表	手話等を学ぶ機会の提供	事業者への支援			
	学校における手話等の理解及び普及	災害時の支援			施策の点検及び見直し
	医療機関における手話等の環境整備				
財政措置	財政上の措置	施策の横断的な取組		財政上の措置	財政措置
委任	委任	委任		委任	委任
附則	附則	附則	附則	附則	附則
	平成29年1月1日施行	平成30年4月 1 日施行	平成31年 1 月1日施行	令和2年10月1日施行	令和 4 年10月1日施行予定